別表六の二（六）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈥付表の表を次のように改める。

別表六の二（六）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額	1	円	平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額 (1)－(3)	4	円
平均売上金額 （別表六の二(七)「10」）	2		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(4)の合計）	5	
平均売上金額の10％相当額 $(2)\times\frac{10}{100}$	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(六)「12」）$\times\frac{(4)}{(5)}$	6	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）